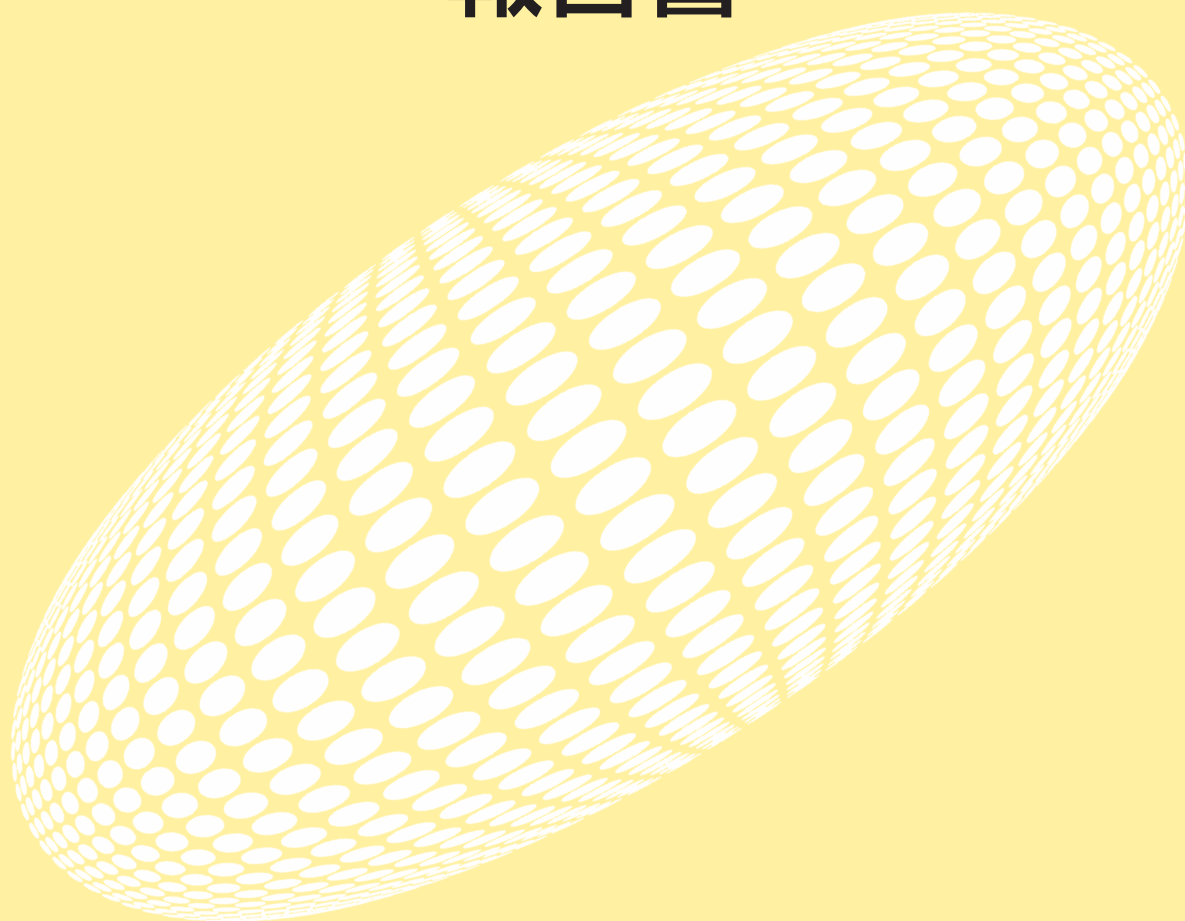


令和4年度
薬局ビジョン実現に向けた
薬剤師のかかりつけ機能強化事業
(令和4年度薬剤師の資質向上等に関する研修事業)
報告書



令和5年9月



公益社団法人

日本薬剤師会

Japan Pharmaceutical Association

令和4年度 薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業
(令和4年度薬剤師の資質向上等に関する研修事業)
報告書 目次

I	事業の概要	1
1.	事業の背景及びこれまでの取組	1
2.	薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第2期】 (令和4年度事業)	5
3.	薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第2期】	5
(1)	実施体制	5
(2)	事業実施期間	7
II	生涯教育の継続的な実施体制の整備(事業1)	10
1.	全体像	10
2.	本研修プログラムが目指すもの	10
3.	研修プログラムの検討	11
(1)	研修プログラムを作成する疾病及び事業	11
(2)	研修プログラムの検討過程	12
1)	学ぶべき事項・到達目標の検討(会内での検討)	12
2)	学ぶべき事項・到達目標の検討(外部専門家との検討)	13
4.	研修プログラムを踏まえた教材の検討	13
(1)	検討プロセス・スケジュール	13
(2)	研修教材(研修資材及び研修用動画コンテンツ)の試作	14
5.	試作した研修プログラム・研修教材(研修資材及び研修用動画コンテンツ) の評価・改善	14
6.	研修プログラム・研修教材(研修資材及び研修用動画コンテンツ)の作成	14
7.	広く活用するための整備(研修マニュアルの作成)	17
8.	本事業の今後の展開	18
(1)	研修実施状況の把握及びフォローアップ	18
(2)	研修プログラム等の今後のアップデート	18
III	専門性の高い薬剤師の養成及び薬局と医療機関等との連携体制構築(事業2)	20
1.	都道府県薬剤師会によるモデル事業の実施	20
2.	取組概要	24
3.	これまでの研修事業を踏まえた今後の取組方策	26
(1)	各都道府県における研修計画のさらなる充実(好事例の横展開)	26
(2)	薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築	26
IV	今後の取組方策について	27
事業1に係る巻末資料		
	巻末資料1:研修資材の評価・改善のためのアンケート_調査票	31
	巻末資料2:研修資材の評価・改善のためのアンケート_集計結果	37
	巻末資料3:研修プログラム	53

巻末資料 4：事業説明会_次第	57
巻末資料 5：事業説明会_出席者一覧	61
巻末資料 6：事業説明会_資料	65
巻末資料 7：研修マニュアル	87

事業 2 に係る巻末資料

巻末資料 8：都道府県薬剤師会実施報告書（サマリー）	91
巻末資料 9：事業説明会_次第	143
巻末資料 10：事業説明会_出席者一覧	147
巻末資料 11：事業説明会_資料	151

I 事業の概要

1. 事業の背景及びこれまでの取組

日本薬剤師会は平成 29 年度より、厚生労働省（医薬・生活衛生局総務課）の「薬剤師生涯教育推進事業」の実施法人として、厚生労働省の実施要綱に則った上で、本会として「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」を計画・実施してきた（当該事業名での実施は平成 30 年度より）。

また、厚生労働省においては、従前の「薬剤師生涯教育推進事業」を本年度より「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」へ変更し、①継続的な生涯教育に活用可能な研修資材等を作成することにより更なる薬剤師の機能強化・専門性向上を図ること、②地域における専門性の高い薬剤師の育成及び薬局と医療機関等との連携体制構築に向けた取組を通して患者等を支える地域の医療提供体制の確保につなげることを、事業の目的・内容として掲げている。

本会では、令和 3 年度までの事業成果ならびに事業により得られた課題、また厚生労働省「令和 4 年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業」実施要綱（資料 1）を踏まえ、本年度より、「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第 2 期】」として事業内容を一新し、同研修事業の事業実施者として採択を受け、事業を実施した。

(1) 薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第 1 期】 (平成 29 ～令和 3 年度)

第 1 期事業は、「患者のための薬局ビジョン」（厚生労働省、平成 27 年 10 月 23 日）を踏まえ、薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・向上、将来の地域の指導的立場を担う若い世代の育成を通じて、患者に提供される医療の向上を目的として、以下の事業内容により薬剤師への研修機会の充実、薬剤師の資質向上に取り組んできた。

＜日本薬剤師会＞

- ・研修方針の策定（「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」作成・公表）
- ・都道府県薬剤師会における研修の充実のための指導者研修会（次世代薬剤師指導者研修会）実施

＜都道府県薬剤師会＞

- ・研修シラバス・指導者研修会を踏まえた研修計画の充実・研修の実施

～薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業～ 患者本位の医薬分業の実現に向けて

「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けた、薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・向上

【参考】患者のための薬局ビジョン（抜粋）

（6）かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

薬剤師が、こうした対人業務に関する専門性やコミュニケーション能力を向上させ、かかりつけ薬剤師としての役割を果たせるよう、医薬関係団体や学会等が連携をしながら、必要な研修の機会を積極的に提供することが求められる。また、医療機関において、薬局薬剤師が研修を受ける機会が提供されることも重要である。

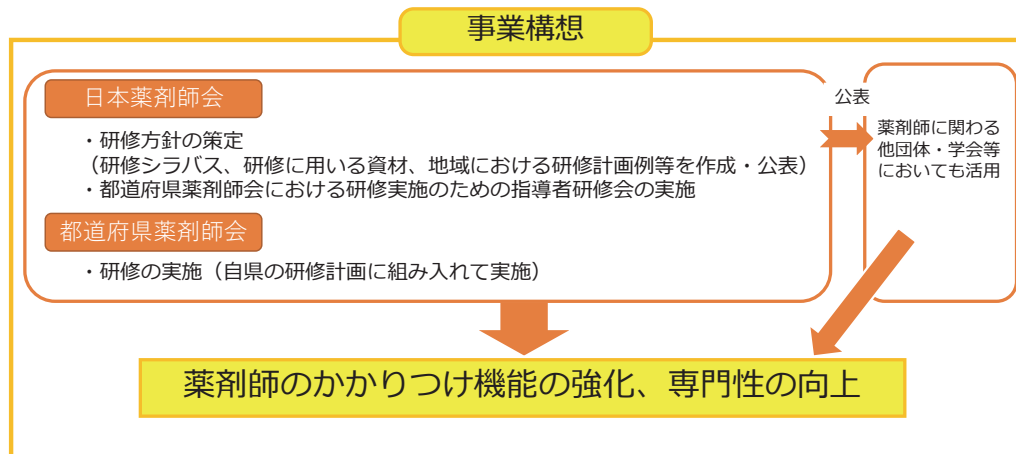


図1：事業全体構想（第1期）

研修シラバスは、薬剤師が対人業務においてその専門性等を発揮し、かかりつけ薬剤師としての役割を果たすべく、薬剤師が学ぶべき事項、身につけるべき資質について検討し、薬剤師会等の関係団体・学会等が提供する研修の共通の指標として活用できるよう作成したもので、令和元年度には「薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国会議」を開催するなど、都道府県薬剤師会等の研修計画に際して研修シラバスを活用いただくよう周知を図っている。なお、研修シラバスの趣旨は、定まった形式の研修を全国で統一的に実施することを求めるものではなく、研修の実施主体（都道府県薬剤師会等）が各々に計画・実施する研修事業に本シラバスの項目や内容を組み入れ、地域医療の実情に応じた実践力を身につける研修として、研修機会や内容の充実が図られることを目的としたものである。

次世代薬剤師指導者研修会は、研修シラバスを活用して都道府県薬剤師会等が提供する研修をさらに充実したものとできるように、地域における研修の企画実行を担う指導的立場の者の資質向上や研修方略の習得、また地域における研修において到達目標とする知識・技能レベルの共有を目的として毎年度、研修シラバスを踏まえて時機に応じた研修内容により開催している。内容の企画にあたっては、単に知識の習得にとどまらず、地域におけるチーム医療の推進や薬局薬剤師と病院薬剤師の連携推進に資する取組につなげることを念頭に置いて企画した。

当該事業は、研修シラバスと次世代薬剤師指導者研修会を通じて、指導者研修会の受講者が自身の所属する都道府県薬剤師会の執行部と連携し、各都道府県薬剤師会や地域薬剤師会において実践的な研修や薬剤師会活動等が展開されることまでを含めた構想としたものである。

<主な事業内容>

- ① 薬剤師が学ぶべき事項、身につけるべき資質を踏まえた研修の指標としての「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」の作成
- ② 研修シラバスを活用した研修会の内容を包含するとともに都道府県薬剤師会の指導的立場を担う若い世代の育成の観点も含めた指導者研修会
- ③ ①②を踏まえた都道府県薬剤師会の研修の推進（都道府県薬剤師会における研修実施状況の確認を含む）
- ④ ①②を踏まえた都道府県薬剤師会における取組とその効果検証（令和3年度に3道県薬剤師会で実施）

年度	主な事業内容	「次世代薬剤師指導者研修会」 研修テーマ	研修シラバス	左記を踏まえた、県薬の研修 充実や地域体制の構築のため の取組
H29	・ 研修実施体制の検討 （指導者研修会により都 道府県薬剤師会における 研修計画・内容の充実を 図る） ・ 指導者研修会の実施	・ 災害時における医療提供体制と薬剤師 の役割・活動 ・ 病院や地域におけるチーム医療に必要 とされる医療薬学的知識・技術（臨床検 査値を活用した薬学的管理、ポリファーマシー対策）		・ 薬薬連携・他職種連携の推 進、チーム医療の実践に繋がる 研修計画の立案
H30	・ 研修実施体制の支援策 として「薬剤師のかかり つけ機能強化のための研 修シラバス」を作成・公 表 ・ 指導者研修会の実施 ・ 事業成果活用状況調査	・ AMR（薬剤耐性）対策 ・ 薬学的視点による疾病管理と患者アプ ローチ（EBM等） ・ エビデンス化の手法（研究計画の立案 計画書の作成）	研修シラバス作成	・ 研究計画書の作成
R1	・ 全国会議の開催（県薬 担当役員対象） ・ 指導者研修会の実施	・ 性と避妊 ・ 患者情報の継続的な把握と薬学的知見 に基づく指導（糖尿病、がんを題材）		・ 都道府県内の薬薬連携の事 例収集
R2	・ 研修シラバスの改訂 ・ 指導者研修会の実施 ・ 事業成果活用状況調査	・ 成育医療と薬剤師 ・ セルフメディケーションと薬剤師 ・ 医療機関と薬局の連携	研修シラバス改訂	・ 薬薬連携の実践に向けた取 組計画の作成
R3	・ 研修シラバスの改訂 ・ 指導者研修会の実施 ・ 事業成果活用状況調査 ・ モデル事業（研修事業 の実用性の確認）	・ 薬剤師をとりまく医療DX ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止等 に資する薬剤師の役割 ・ 医療機関と薬局の切れ目のない服薬 フォローアップ（心不全を題材）	研修シラバス改訂	・ 昨年度立案した薬薬連携の ための取組計画の実施状況の 把握 （資料集として都道府県薬剤 師会に共有）

図2：これまでの各年度における事業概要

(2) 第1期事業を踏まえて取り組むべき方策

令和3年度事業において、第1期事業の実施状況や新型コロナウイルス感染症が都道府県薬剤師会の研修計画に与えた影響も踏まえ、事業の課題と取り組むべき方策検討を行った。

■研修の全国的な実施体制の検討・構築について

課題：

- ・ 研修シラバスの基本的な考え方として、地域医療の担い手が自ら地域の実態に応じて研修を

計画・実施すること、薬剤師自身の視点で疾病特性に基づく薬学的管理・指導の方法を探る学修を自ら進めていくことを重視しており、そのための指標として研修シラバスを作成している。地域における研修は、地域における課題への対応や、地域の医薬品提供体制の整備など、地域的な課題と基本的に連動しており、地域医療の担い手である薬剤師への研修については都道府県薬剤師会、地域薬剤師会が各々の活動方針や事業計画を踏まえて企画・実施することに大きな意義がある。

- ・その一方で、近年の薬剤師を取り巻く状況の急速な変化に伴い、薬剤師に求められる役割や資質、習得すべき知識や技能の拡充が求められている。また新型コロナウイルス感染症への対応等、薬剤師会が行うべき事業も増加しており、都道府県薬剤師会等によっては、研修の企画・運営のためのリソースが不足しているとの声も仄聞するところである。

取り組むべき方策：

- ・大きな時代の変化の中、薬局・薬剤師が対応すべき課題も多くある現状において、その課題に対応するためにも、もとより薬剤師の生涯研鑽、資質向上のために、都道府県薬剤師会等が円滑に研修を提供できるよう、また、時機をとらえた質の高い研修が全国的に提供されるよう、日本薬剤師会と都道府県薬剤師会等が連携し、薬剤師への研修の提供体制を構築していく必要がある。
- ・共通的な教材の作成と提供（e-ラーニング含む）、それを活用した都道府県薬剤師会における実践的な能力向上につながる研修の展開、また都道府県薬剤師会において地域事情や課題に応じた内容・目標で実施される研修等により、薬剤師に求められる研修プログラムの全国的な展開と、地域課題の解決、地域の医薬品提供体制の整備の両面が促進される。

■薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築について

課題：

- ・都道府県薬剤師会・地域薬剤師会においては、研修の提供とあわせて、薬剤師が身につけた能力を地域の医療の質の向上に資するべく、他職種や他施設、様々な行政の部門（医療や介護にとどまらず、保健、福祉等も含む）との連携体制の構築など、医療提供体制、医薬品提供体制の整備に係る取組を行っていくことが肝要である。

取り組むべき方策：

- ・本会と都道府県薬剤師会・地域薬剤師会がそれぞれの役割を果たし、研修と地域の体制整備の両方を充実することにより、薬剤師の専門性を活かしたより質の高い薬物療法が患者に提供できる。
- ・本会としては、地域での研修を展開するにあたっての研修方略や到達目標とする技能レベルの共有、都道府県薬剤師会が他職種・他機関との連携構築等を進めるにあたっての方針の共有や最新の情報提供、さらに、地域の先進的な事例の共有等のため、都道府県薬剤師会の執行部との連携を密にすることが重要である。

この2つの課題について取り組むべき方策を令和4年度事業内容に反映し、事業内容の見直しを行った。

2. 薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第2期】 (令和4年度事業)

これまでの事業成果及び課題・取り組むべき方策（前項参照）を踏まえ、「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第2期】」として、事業内容を見直し、実施した。

「事業1」として研修の全国的な実施体制の検討・構築による薬剤師のかかりつけ機能の強化・専門性の向上を、また「事業2」として薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築により地域の他職種・機関と連携した医薬品提供体制の構築を目指し、地域住民・地域社会に対する薬剤師サービスのさらなる向上を目的とする。

なおこれら事業内容は、厚生労働省の実施要領とも平仄をあわせて検討・計画した。

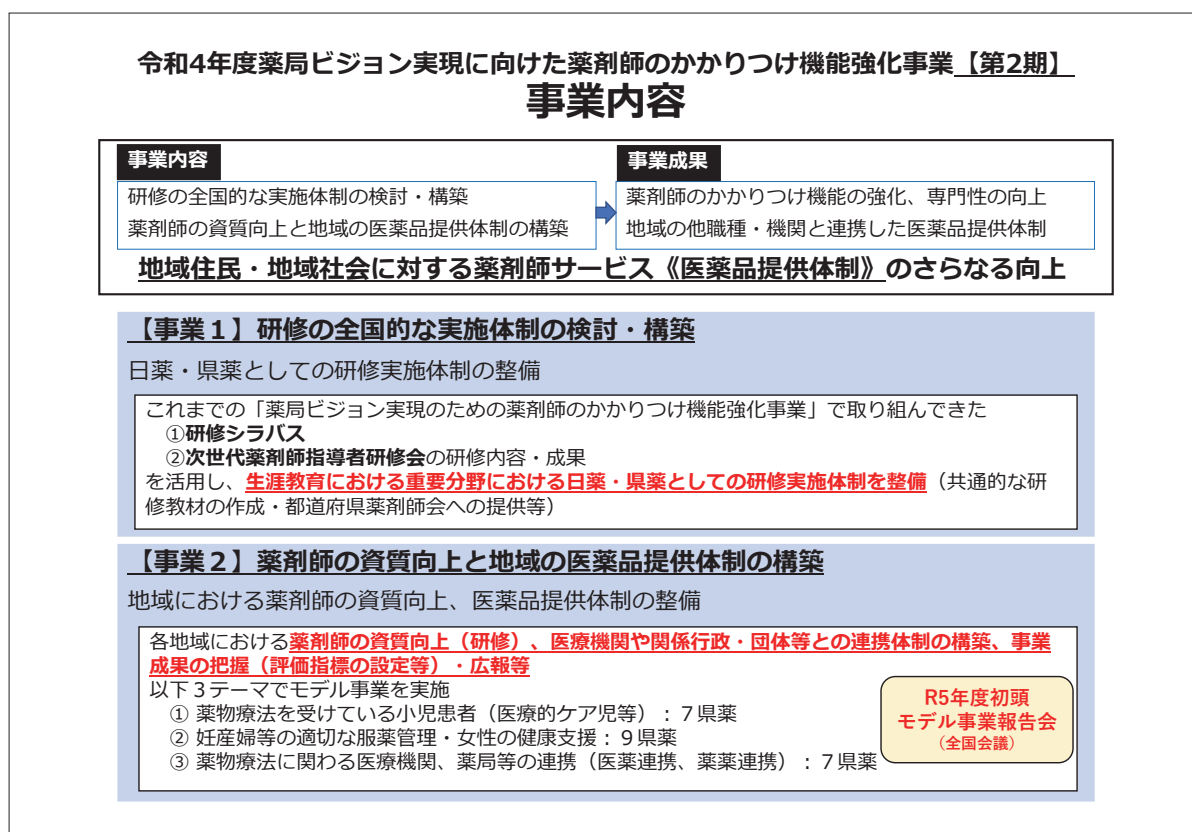


図3：事業全体構想（第2期）

3. 薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第2期】

(1) 実施体制

事業の実施にあたっては、事業全体を統括する担当役員を置き、事業1と事業2の内容に即した委員会の担当役員が責任者として各事業を企画・実行する体制とした。

薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施要綱に示された事業内容である「生涯教育の継続的な実施体制の整備」と「専門性の高い薬剤師の養成及び薬局と医療機関等との連携体制構築」

に鑑み、また、薬剤師の生涯教育と資質向上による薬局機能の向上を通じ、地域医薬品提供体制並びに地域医療提供体制の充実・強化、地域の医療・介護等の関係者との連携によるチーム医療により地域住民・患者を支える医療並びに薬剤師サービスの向上に寄与することを目的とする観点から、以下の人員・体制とした。

全体総括：副会長 田尻 泰典（薬局機能）
 常務理事 長津 雅則（薬局機能）

事業 1：副会長 渡邊 大記（薬事情報評価／生涯学習）
 常務理事 橋場 元（薬事情報評価）
 常務理事 高松 登（生涯学習）

事業 2：副会長 田尻 泰典（薬局機能）
 常務理事 長津 雅則（薬局機能）

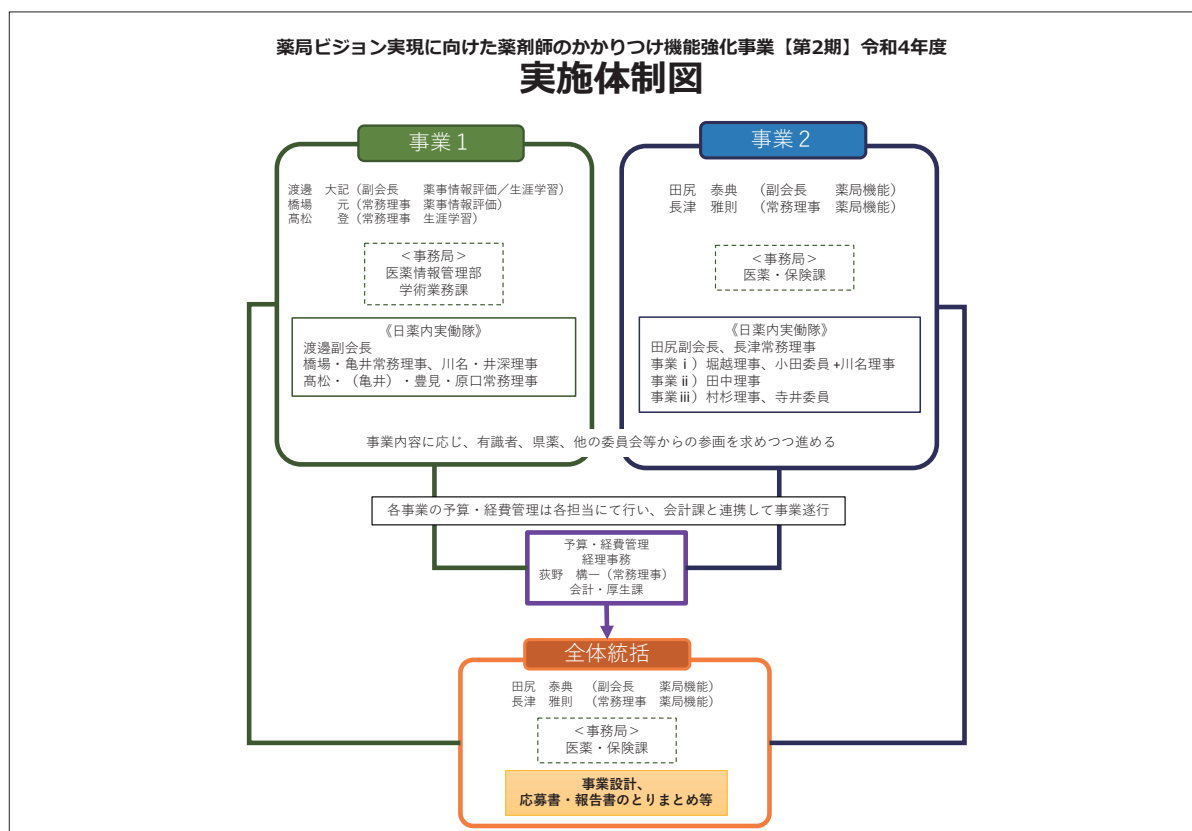


図 4：日本薬剤師会内体制図

事業内容及び研修内容の検討に際しては、関係団体・学術関係者等の外部有識者、都道府県薬剤師会、会内関係委員会等から検討への参画を求め、適宜委員会やワーキンググループ等を開催し、事業における具体的事項を検討した（IIおよびIII参照）。

また、本事業により行う薬剤師の生涯教育の継続的な実施体制の整備や専門性の高い薬剤師の養成、地域における薬局と医療機関等との連携体制構築のため、都道府県薬剤師会と十分に連携を図りつつ事業を実施する必要から、事業1については令和5年1月16日、事業2については令和4年11月1日に都道府県薬剤師会へオンラインにて説明会を行った（詳細はⅡ及びⅢを参照）。

(2) 事業実施期間

令和4年12月15日～令和5年3月31日

(薬剤師に対する研修実施のための体制整備、薬剤師に対する研修の実施については、本事業実施期間とは関連しない)

薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施要綱

〔 令和4年10月18日付薬生発1018第2号医薬・生活衛生局長通知 〕

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展し、一方で少子高齢化に伴い人口構造が変化する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

本事業では、継続的な生涯教育に活用可能な研修資材等を作成することにより、更なる薬剤師の機能強化・専門性向上を図ること、及び地域における専門性の高い薬剤師の育成及び薬局と医療機関等との連携体制構築に向けた取組を通して、患者等を支える地域の医療提供体制の確保につなげることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 生涯教育の継続的な実施体制の整備

生涯教育における重要分野（医療計画に規定されている5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）等）及び感染症（AMR対策を含む）について、全国での継続的な生涯教育に活用可能な、研修プログラム、研修資材、研修マニュアル等を作成すること。

また、作成した研修資材等を用いて研修を実施するとともに、当該資材等の評価・改善を行い、e-learningコンテンツを作成するなど、広く活用できるように整備を行うこと。

(2) 専門性の高い薬剤師の養成及び薬局と医療機関等との連携体制構築

本事業の実施主体である法人が中心となり、以下①～③を踏まえ、地域において、専門性の高い薬剤師の養成及び医療機関等と薬局との連携体制構築等に向けた地域研修を実施するとともに、他の地域における類似の取組の横展開に資するべく、地域研修の実施成果等について情報発信を行うこと。

① 地域研修の取組テーマ

以下(i)～(iii)の取組テーマについて、それぞれ5地域を目処に地域研修を実施すること。

- (i) 薬物療法を受けている小児患者に対し、高い専門性に基づく特殊な調剤や薬学的管理を実施し、入退院時及び在宅医療等において地域の医療機関等と薬学管理情報の共有を効果的に行うための取組
- (ii) 妊産婦等における適切な服薬管理や女性の健康を支援できるよう、医薬品等に係る相談体制を充実させ、医薬品等の適正使用を推進するための取組
- (iii) 薬物療法に関わる医療機関、薬局等の関係者による患者の服薬状況等の情報の共有・連携により、安全で有効な薬物療法を切れ目なく継続的に提供するための取組

② 地域研修・連携体制構築の実施

本事業実施にあたっては、各地域において必要となる次の(i)及び(ii)にあるような内容を組み合わせて実施すること。

- (i) 専門性の高い薬剤師の養成（薬局薬剤師の研修）

各地域において一定の役割を果たすために必要な薬局薬剤師を養成するため、必要な知識及び技能を習得させる研修プログラムを作成・実施すること。

(ii) 地域の医療機関－薬局間における連携体制の構築

地域で必要とされる薬剤師の確保、入退院時及び在宅医療における医療機関との薬学管理情報の共有、地域の医療施設との共同研修の実施等、患者及びその家族の負担を軽減するための地域における薬局のあり方、医療機関と地域の薬局間での連携体制を検討すること。なお、このような連携体制構築に関わる薬局は、複数の薬局開設者による薬局を含むこと。

(iii) 地域研修の実施成果の把握

地域研修の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定のうえ取組の成果を把握し、地域研修実施前との比較により、患者や地域住民に対する効果が示されるようにすること。

③ 地域研修の成果の情報発信と、成果を活用した類似の取組の横展開

地域研修の実施内容・成果等について、以下のような方法で情報発信すること。情報発信の時期については令和5年度以降に行うことになっても差し支えないが、その際は、実施予定の情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ・自治体と連携したホームページへの掲載等による報告書の情報発信
- ・地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会における発表や学術論文の投稿

本事業の実施後、同様の課題を有している他の地域において、類似の取組を実施し、地域の医療提供体制の確保を推進することができるように、本事業の実施者である法人は、地域研修の実施内容・成果等を報告書としてまとめること。

また、他の都道府県等からの求めに応じて、本事業の成果・知見等を提供すること。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師の資質向上等に資する研修事業に係る経費について別に定める基準（薬剤師の資質向上等に資する研修事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

5. 実施期間

法人採択日 ～ 令和5年3月31日

II 生涯教育の継続的な実施体制の整備（事業 1）

1. 全体像

事業 1 では、全国の薬剤師が患者の誕生から終末期に至るライフステージ全般を通じた薬剤師サービスを提供するために、必要となる知識や技術を体系的に学ぶことを目的とし、以下を行った。

- ・研修プログラムの検討・作成
- ・研修プログラムを踏まえた教材（研修資材・研修用動画コンテンツ）の作成
- ・教材を活用した研修計画（研修マニュアル）の提供

これにより、薬剤師による患者に寄り添った個別最適化された薬物治療の提供が可能となり、さらには研修機会の充実により薬剤師の質の均てん化が図られると考える。

2. 本研修プログラムが目指すもの

本会が 2022 年 5 月に策定した「日本薬剤師会政策提言 2022」には、患者毎に個別最適化した薬剤師サービスとして以下の 7 項目を示している。

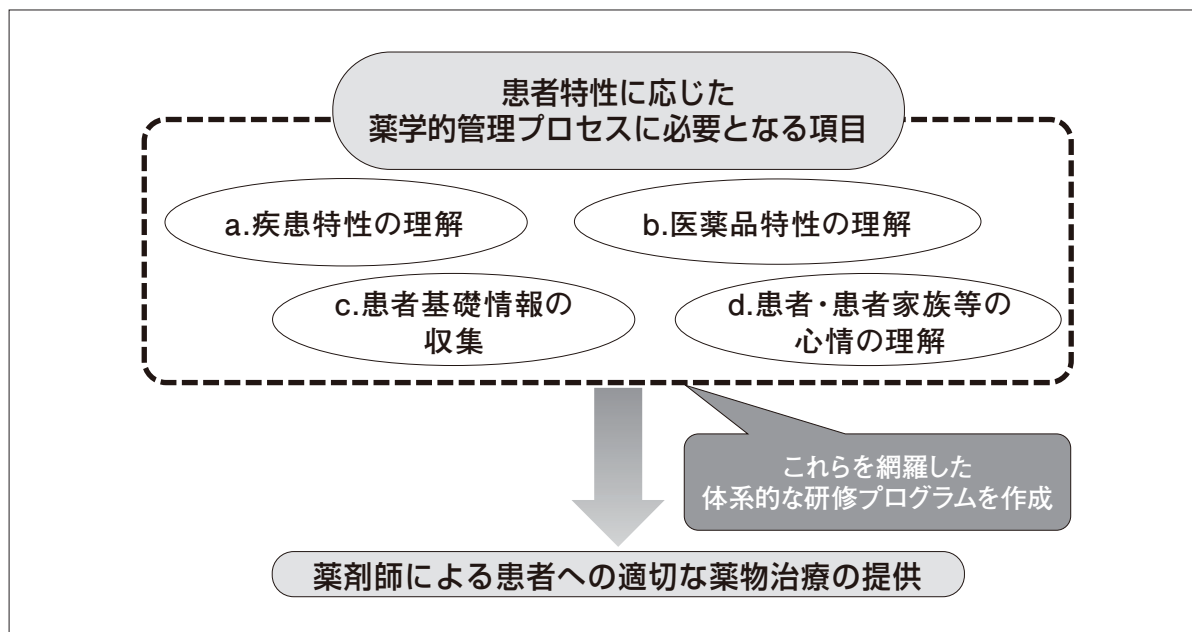
- ・患者総合評価型（患者 Profile = 患者の生活像活用型）
- ・全ての処方医・処方を視野に
- ・薬学的知識を活用し、添付文書、薬物動態や検査値等を分析、評価し薬物治療へ貢献
- ・知識+技能型（患者情報と医薬品情報の評価=患者毎に個別最適化した対応）
- ・処方提案型（患者を個別化し、最適な処方の提案）
- ・その患者の服用する OTC 薬も含めて医薬品全体の把握
- ・患者 Profile 活用型の処方監査と疑義の解決

事業 1 では、これらを目標とした薬学的管理のプロセスを学び、臨床現場での実践につなげる研修プログラムの作成及び研修実施体制の構築を目指した。

上記を踏まえ、薬剤師が個々の患者へ適切な薬物治療を行うには、a. 疾患特性の理解、b. 医薬品特性の理解、c. 患者基礎情報の収集、d. 患者及び患者家族等の心情の理解、等を総合的に薬学的分析・評価し、かつ処方箋応需時だけでなく継続的に分析・評価し、継続的な薬物治療の個別最適化を行うことが重要である。

事業 1 では、まずは、上記 a. ～ d. の内容を網羅した体系的な研修プログラムを作成した。「a. 疾患特性の理解」、及び「b. 医薬品特性の理解」については、既に薬剤師が日々研鑽している学びではあるが、「d. 患者及び患者家族等の心情の理解」を加味して a. ～ c. を学習することにより、個々の患者の状況に沿った適切な薬物治療を提供することが可能となり、加えて薬剤師の質の均てん化が図られると考える。そのため、研修プログラムでは a. ～ d. を網羅した内容を、研修用動画コンテンツは主に「d. 患者及び患者家族等の心情の理解」に主眼を置いた内

容で作成した。



3. 研修プログラムの検討

(1) 研修プログラムを作成する疾病及び事業

国が重要疾病と位置づけている5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）について、その疾病毎の特性に応じた患者に寄り添った服薬管理・指導・フォローアップを行うことが重要である。また、国が医療の確保に必要な事業として位置付けた感染症については、現在、薬剤耐性菌による感染症が国際的な課題となっており、国内においても次期薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」）が決定されたところであることから、薬局・薬剤師も薬剤耐性（AMR）対策に取り組む必要性・重要性が増している。

このような背景から研修プログラムとしては、以下の疾患等について作成した。

(医療計画に規定された5疾病)

- 医療計画に規定されている5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）について研修プログラムの作成を行った。
- 5疾病のうち急性心筋梗塞については、薬局ではその関連疾患である慢性心不全の患者に接する機会が多いため、本事業では「慢性心不全」として研修プログラムの作成を行った。
- 5疾病のうち、精神疾患については内容が多岐にわたるため、本事業では精神疾患の中でも「統合失調症」「大うつ病と双極性障害」「認知症」「発達障害」について研修プログラムの作成を行った。

(感染症対策)

➤ 感染症対策のうち、「AMR 対策」について研修プログラムの作成を行った。

医療計画における5疾病については、令和4年7月11日に公表された、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ取りまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～」においても課題として指摘されたところであり、本事業においてもこれを念頭に置いた。

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ取りまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～ (抜粋)

第4 具体的な対策

1. 対人業務の充実

(1) 推進すべき対人業務

②医療計画における5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）

○適切な薬学的管理・指導のためには、患者の状態に応じた地域の医療提供体制が重要である。医療計画において特に広範かつ継続的な医療の提供が必要とされている5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）への対応について、薬局薬剤師においても、疾患特性に応じた継続的かつ細やかな対応や、医療機関等への患者の状態等の情報共有等が必要である。

○このため、厚生労働省は、これらの5疾病に係る薬局薬剤師の取組の好事例（例えば、本ワーキンググループでは、糖尿病患者に対する薬局薬剤師の食生活、運動習慣への説明等の介入事例が紹介された。）を収集・分析するとともに、必要に応じて関連学会等とも連携しつつ、疾患ごとに求められる薬局薬剤師の対応について、標準的な手引きの作成を進めるべきである。

○なお、認知症については以下のような意見があった。

- ・薬局薬剤師が認知症の患者の状態、服薬状況、課題等を把握し、処方医と薬剤の種類や服用回数等を協議することは、患者の服薬状況等の改善のみならず、他職種の負担軽減に繋がる。
- ・認知症の早期発見の観点から、薬剤師が服薬指導時に認知症の疑いがある患者に気づいた場合には受診を促すなど、適切に対応することが重要である。

(2) 研修プログラムの検討過程

1) 学ぶべき事項・到達目標の検討（会内での検討）

上述のとおり、事業1ではまず個々の疾患の特性を踏まえた患者の心情・心理を理解し、医薬品や疾患の特性を総合的に検討した上で、患者に寄り添った薬学的管理・指導を主体的に取り組むことに主眼を置いた研修プログラムの作成、AMR対策については、その全体像を理解した上で、薬剤師に何ができるのかという点に主眼を置いた研修プログラムの作成を目指した。

そして、本事業実施のために組織する委員会（以下、事業実施委員会）において、研修プログラムに含めるべき項目（学ぶべき事項・到達目標）の案を以下とした。

(医療計画に規定された5疾病)

II-2で示した構成要素を踏まえ、以下の項目とした。

- ・疾患対策の意義、治療における薬剤師の目標の立案 (a. 疾患特性の理解)
- ・患者及び家族の心理・心情の特徴の把握とその理解 (d. 患者及び患者家族等の心情の理解)
- ・患者インタビューのポイント、薬学的管理指導例 (a. 疾患特性の理解、b. 医薬品特性の理解、c. 患者基礎情報の収集、d. 患者及び患者家族等の心情の理解)
- ・疾患の成因分類と特徴、病態分類とその特徴 (a. 疾患特性の理解)
- ・疾患の薬物療法 (薬効群ごとの特徴) (b. 医薬品特性の理解)

※【到達目標】として、a～d.を総合的に理解し、さらに薬学的な知見を踏まえて分析・評価ができる薬剤師を養成する。

※この他、各疾患特有の学ぶべき事項を適宜追加する。

(感染症対策)

AMRを巡る現状や薬剤師の役割を学ぶ内容として、以下の項目とした。

〈総論〉

- ・世界及び日本におけるAMR対策の現状と取り組み

〈薬局薬剤師の立場から〉

- ・薬局薬剤師におけるAMR対策 (具体例を含む)

2) 学ぶべき事項・到達目標の検討 (外部専門家との検討)

事業実施委員会が作成した研修プログラムを踏まえ、以下の6団体 (以下、6団体) の協力を得て、さらに検討を進めた。

5疾病：

- がん (一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会)
- 脳卒中 (一般社団法人日本医療薬学会)
- 慢性心不全 (一般社団法人日本病院薬剤師会)
- 糖尿病 (一般社団法人日本くすりと糖尿病学会)
- 精神疾患 (一般社団法人日本精神薬学会)

AMR対策：

- AMR臨床リファレンスセンター

4. 研修プログラムを踏まえた教材の検討

(1) 検討プロセス・スケジュール

事業実施委員会と6団体により検討した研修プログラムを踏まえ、教材として研修資料及び研修用動画コンテンツを作成することとした。教材の作成に当たっては、①教材を試作し、②実際に薬剤師への研修を行う都道府県薬剤師会の担当者による評価を経て、③事業実施委員会と6団体で教材の有用性について評価・改善を行った上で、④教材 (完成版) を作成する、というプロセスで行った。

本事業は以下のスケジュールで行った。

令和4年10月 ～11月	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施委員会で研修プログラムの作成趣旨、作成方法及び作成工程を検討。
令和4年11月 ～12月	<ul style="list-style-type: none"> ●6団体それぞれと打ち合わせを行い、研修プログラム原案（項目、内容の方向性等）等の検討。 ●打ち合わせを踏まえ、研修資材及び研修コンテンツを試作（「II-4（2）研修教材の試作」の項参照）。 ●アンケート調査項目の作成（「II-5. 試作した研修プログラム・研修教材の評価・改善」の項参照）。
令和5年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県薬剤師会担当者等を対象とした研修会（研修実施方法に関するものを含む）を実施（「II-7. 広く活用するための整備」の項参照）。 ●試作した研修資材及び研修用動画コンテンツを都道府県薬剤師会担当者等へ公開（「II-5. 試作した研修プログラム・研修教材の評価・改善」の項参照）。 ●試作した研修資材及び研修用動画コンテンツに関するアンケート調査（都道府県薬剤師会担当者等を対象）の実施・回収（「II-5. 試作した研修プログラム・研修教材の評価・改善」の項参照）。
令和5年2月 ～4月	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート結果を踏まえた研修プログラム・研修資材及び研修用動画コンテンツの評価・改善（「II-5. 試作した研修教材の評価・改善」の項参照）。 ●研修用動画コンテンツの収録。
令和5年5月	<ul style="list-style-type: none"> ●研修プラットフォームに研修資材及び研修用動画コンテンツを公開。 ●都道府県薬剤師会へ研修資材及び研修用動画コンテンツの公開について周知し、併せて研修マニュアル（研修プログラムを含む）を周知（「II-7. 広く活用するための整備」の項参照）。

（2）研修教材（研修資材及び研修用動画コンテンツ）の試作

6団体と打合せを行い、研修プログラムとして適当と考えられる内容を体系的に検討した。その後、その内容に沿った研修教材を6団体に依頼し作成した。研修資材はスライド形式（Microsoft PowerPoint等）で作成し、さらに、研修用動画コンテンツの試作を行った。

5. 試作した研修プログラム・研修教材（研修資材及び研修用動画コンテンツ）の評価・改善

試作した研修教材を令和5年1月に都道府県薬剤師会担当者へWEB上で限定公開し、視聴した担当者に対して内容の難易度・理解度等を問うアンケート調査を実施した。

試作した研修教材は令和5年1月17日～1月末日まで公開し、アンケートは1月末日締切とした。アンケート調査票を巻末資料1に、アンケート集計結果を巻末資料2に示す。

アンケート結果を踏まえ、事業実施委員会と6団体とで研修教材の有用性について検討・評価を行い、それに基づき研修プログラム等の改善を行った。

6. 研修プログラム・研修教材（研修資材及び研修用動画コンテンツ）の作成

（1）研修プログラムの作成

研修プログラムの検討及びそれを踏まえた研修教材（研修資材及び研修用動画コンテンツ）の試作・評価・改善を経て、「学ぶべき事項」「到達目標」の検討を行い、研修プログラムを以下のとおり作成した（巻末資料3にも示す）。

研修項目	学ぶべき事項	到達目標	視聴対象者
薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業の全体像について	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤師のかかりつけ機能の強化、専門性の向上のために行ってきた取り組み ● 行ってきた取り組みを踏まえた課題及び今後の事業展開 	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤師のかかりつけ機能の強化、専門性の向上のために行ってきた取り組みについて理解する。 ● 行ってきた取り組みを踏まえた課題及び今後の事業展開について理解する。 	県薬担当者 (2023/1/16)
日薬研修コンテンツを活用した研修の実践について	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成した研修コンテンツの作成趣旨及び作成方法 ● 作成した研修コンテンツの改善方法及び公開方法について解説する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成した研修コンテンツの作成趣旨及び作成方法について理解する。 ● 作成した研修コンテンツの改善方法及び公開方法について理解する。 	県薬担当者 (2023/1/16)
日薬研修コンテンツを実際に活用しての研修実施例	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修コンテンツの内容 ● 研修コンテンツのを用いた研修方法について解説する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修コンテンツの内容について理解する。 ● 研修コンテンツのを用いた研修方法について理解する。 	県薬担当者 (2023/1/16)
患者等に寄り添った薬物療法支援と薬剤師（がん）	chapter1 <ul style="list-style-type: none"> ● がん対策の意義、治療における薬剤師の目標 ● がん患者及び家族の心理・心情の特徴 chapter2 <ul style="list-style-type: none"> ● がんの薬物療法の副作用の種類・発現時期・対処法 chapter3 <ul style="list-style-type: none"> ● がん患者インタビューのポイント、薬学的管理指導（フォローアップ）例 	「がん」に関して、以下の a.～d. 全般を理解し、薬学的な知見を踏まえて分析・評価を行うことにより、適切な服薬指導・薬学的管理につなぐことができる。 「a. 疾患特性の理解」「b. 医薬品特性の理解」「c. 患者基礎情報の収集」「d. 患者及び患者家族の心情の理解」 ポイント： <ul style="list-style-type: none"> ● がんの疫学と治療目標について理解する。 ● がん患者及び家族の心理・心情を理解する。 ● がんの薬物療法の副作用を理解する。 ● がん患者への薬学的管理指導について理解する。 	薬剤師
患者等に寄り添った薬物療法支援と薬剤師（脳卒中）	chapter1 <ul style="list-style-type: none"> ● 脳卒中对策の意義 ● 脳卒中患者及び家族の心理・心情の特徴 ● 治療における薬剤師の目標 ● 脳卒中患者インタビューのポイント、薬学的管理指導（フォローアップ）例 chapter2 <ul style="list-style-type: none"> ● 脳卒中再発の危険因子 ● 再発予防のための生活習慣改善、指導のポイント ● 脳卒中早期発見のために必要な知識共有 	「脳卒中」に関して、以下の a.～d. 全般を理解し、薬学的な知見を踏まえて分析・評価を行うことにより、適切な服薬指導・薬学的管理につなぐことができる。 「a. 疾患特性の理解」「b. 医薬品特性の理解」「c. 患者基礎情報の収集」「d. 患者及び患者家族の心情の理解」 ポイント： <ul style="list-style-type: none"> ● 脳卒中对策の意義について理解する。 ● 脳卒中患者及び家族の心理・心情を理解する。 ● 脳卒中患者治療における薬剤師の目標について理解する。 ● 脳卒中患者への薬学的管理指導について理解する。 ● 脳卒中再発の危険因子について理解する。 ● 再発予防のための生活習慣改善、患者指導のポイントについて理解する。 ● 脳卒中早期発見のために必要な知識について理解する。 	薬剤師

<p>患者等に寄り添った薬物療法支援と薬剤師（心不全）</p>	<p>【総論】</p> <p>chapter1【理論編】</p> <ul style="list-style-type: none"> 慢性心不全の成因分類と特徴、病態分類とその特徴 慢性心不全の薬物療法（薬効群ごとの特徴） 慢性心不全発症予防のための生活習慣及び適切な運動習慣 慢性心不全患者及び家族の心理・心情の特徴 慢性心不全対策の意義、治療目標 <p>chapter2【実践編】</p> <ul style="list-style-type: none"> 慢性心不全患者インタビューのポイント、薬学的管理指導（フォローアップ）例 	<p>「慢性心不全」に関して、以下の a.～d. 全般を理解し、薬学的な知見を踏まえて分析・評価を行うことにより、適切な服薬指導・薬学的管理につなぐことができる。</p> <p>「a. 疾患特性の理解」「b. 医薬品特性の理解」「c. 患者基礎情報の収集」「d. 患者及び患者家族の心情の理解」</p> <p>ポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 慢性心不全の成因分類と病態分類について理解する。 慢性心不全の薬物療法について理解する。 慢性心不全発症予防のための生活習慣・運動習慣について理解する。 慢性心不全患者及び家族の心理・心情を理解する。 慢性心不全対策の意義、治療目標について理解する。 慢性心不全患者への薬学的管理指導について理解する。 	<p>薬剤師</p>
<p>患者等に寄り添った薬物療法支援と薬剤師（糖尿病）</p>	<p>chapter1</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病対策の意義、治療における薬剤師の目標 糖尿病患者及び家族の心理・心情の特徴 糖尿病患者インタビューのポイント、薬学的管理指導（フォローアップを含む）例 <p>chapter2</p> <ul style="list-style-type: none"> 低血糖、シックデイ対策とフォローアップのための患者支援 インスリントラブル対策とフォローアップのための患者支援 	<p>「糖尿病」に関して、以下の a.～d. 全般を理解し、薬学的な知見を踏まえて分析・評価を行うことにより、適切な服薬指導・薬学的管理につなぐことができる。</p> <p>「a. 疾患特性の理解」「b. 医薬品特性の理解」「c. 患者基礎情報の収集」「d. 患者及び患者家族の心情の理解」</p> <p>ポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病対策の意義、治療における薬剤師の目標を理解する。 糖尿病患者及び家族の心理・心情の特徴を理解する。 糖尿病患者への薬学的管理指導について理解する。 低血糖、シックデイ対策、インスリントラブル対策とフォローアップについて理解する。 	<p>薬剤師</p>
<p>患者等に寄り添った薬物療法支援と薬剤師（精神疾患）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患対策の意義 精神疾患治療における薬剤師の目標 精神疾患患者及び家族の心理・心情の特徴 <p>統合失調症、大うつ病と双極性障害、認知症、発達障害に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 疫学・症状・薬学的管理指導例 	<p>「精神疾患」に関して、以下の a.～d. 全般を理解し、薬学的な知見を踏まえて分析・評価を行うことにより、適切な服薬指導・薬学的管理につなぐことができる。</p> <p>「a. 疾患特性の理解」「b. 医薬品特性の理解」「c. 患者基礎情報の収集」「d. 患者及び患者家族の心情の理解」</p> <p>ポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神疾患対策の意義と治療目標について理解する。 精神疾患患者及び家族の心理・心情を理解する。 精神疾患の疫学・症状・治療について理解する。 精神疾患患者への薬学的管理指導について理解する。 	<p>薬剤師</p>

<p>薬局薬剤師が取り組む AMR 対策</p>	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世界及び日本における AMR の現状 ●薬剤耐性のメカニズム ●AMR 対策アクションプランと日本の現状 ●抗菌薬使用サーベイランスとその活用 <p>【薬局薬剤師の立場から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●服薬アドヒアランス向上につながる患者指導の方法及び抗菌薬投与時の注意事項 ●医師への疑義照会時のポイント ●抗菌薬の予防投与時の注意事項 ●薬局における「抗微生物薬適正使用の手引き」の活用方法 ●薬局での抗菌薬使用量調査の有用性 ●市民対象の AMR 教育活動の方法 	<p>AMR 対策を薬局で実践するために、基本情報及び具体的な対策手段を理解する。</p> <p>ポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●AMR の現状について理解する。 ●薬剤耐性のメカニズムについて理解する。 ●AMR 対策アクションプランについて理解する。 ●抗菌薬使用サーベイランスについて理解する。 ●抗菌薬投与時の注意事項について理解する。 ●医師への疑義照会時のポイントについて理解する。 ●抗菌薬の予防投与について理解する。 ●「抗微生物薬適正使用の手引き」の活用について理解する。 ●薬局での抗菌薬使用量調査の有用性について理解する。 ●市民対象の AMR 教育活動の方法について理解する。 	<p>薬剤師</p>
--------------------------	---	--	------------

(2) 研修教材（研修資料及び研修用動画コンテンツ）の作成

令和5年3月～4月にかけて、6団体から推薦された先生方（14名の講師）の協力のもと、研修用動画コンテンツの撮影を行った。研修用動画コンテンツの構成を以下に示す。

	団体	構成	講師	講師所属
がん (約80分)	日本臨床腫瘍薬学会	chapter1,3	西村佳子先生	総合メディカル（株）
		chapter2	魚住真哉先生	国立がん研究センター東病院薬剤部
脳卒中 (約90分)	日本医療薬学会	chapter1	川田将義先生	京都大学医学部附属病院薬剤部
		chapter2	小川敦先生	徳島大学病院薬剤部
心不全 (約100分)	日本病院薬剤師会	はじめに	荒木隆一先生	市立敦賀病院医療支援部
		chapter1	高井靖先生	三重ハートセンター薬局
		chapter2	吉国健司先生	JCHO九州病院薬剤部
糖尿病 (約90分)	日本くすりと糖尿病学会	chapter1	篠原久仁子先生	薬局恵比寿ファーマシー
		chapter1	小林庸子先生	杏林大学医学部付属病院薬剤部
		chapter1,2	佐竹正子先生	クラフト（株）さくら薬局グループ
		chapter2	朝倉俊成先生	新潟薬科大学薬学部
精神疾患 (約120分)	日本精神薬学会	総論、統合失調症、うつ、認知症、発達障害	黒沢雅広先生	昭和大学薬学部
AMR (約90分)	AMR臨床リファレンスセンター	総論	大曲貴夫先生	AMR臨床リファレンスセンター
		薬局薬剤師の立場から	大黒幸恵先生	さくら薬局長岡古正寺店

7. 広く活用するための整備（研修マニュアルの作成）

都道府県薬剤師会が行う研修を質の高いものとするために、研修プログラム等の活用方法を示すための説明会を、都道府県薬剤師会担当者を対象として令和5年1月16日にwebで実施

した。また、当日は試作した研修資材及び研修用動画コンテンツの一部を紹介した。説明会次第及び出席者を巻末資料 4、5 に、資料を巻末資料 6 に示す。

本事業で作成した研修プログラム等は、「令和 3 年度 ICT を活用した薬剤師業務の研修に関する検討事業」で整備した研修プラットフォームを利用して令和 5 年 5 月に公表し、併せて本事業で作成した研修プログラム等の活用方法を示すことを目的とした研修マニュアルを作成した。研修プログラム等を都道府県薬剤師会等へ提供する際に、研修マニュアルも併せて提供した。

研修マニュアルには、本事業の目的及び薬剤師を取り巻く現在の課題を冒頭に記した上で、「研修プログラムの特徴と研修用動画コンテンツの構成」「到達目標」「研修方法」「評価」等を記載した。また、都道府県薬剤師会において研修を実施する際は、単に研修用動画コンテンツの視聴のみとはせず、他の講義やグループワーク等を併用することについても研修マニュアルに記載した。研修マニュアルを巻末資料 7 に示す。

研修プラットフォームに公表した研修資材及び研修用動画コンテンツを都道府県薬剤師会がコピー・印刷・配布することで、都道府県薬剤師会が実施する研修として都道府県下の薬剤師に対して均質の研修の提供が可能となる。

なお、研修プラットフォームは日本薬剤師会の会員に限らず、非会員を含めた薬剤師が広く受講できる汎用性のあるものであり、研修実施主体となる都道府県薬剤師会に対しては、広く薬剤師への展開を図る観点から、会員・非会員の別を問わず提供するように依頼する。

当会では薬剤師の継続的な研修を可能とするために、研修プラットフォームを用いた研修体制の維持・整備を引き続き実施する。

8. 本事業の今後の展開

(1) 研修実施状況の把握及びフォローアップ

当会は、研修を行う実施主体である都道府県薬剤師会の研修実施状況を適宜把握する。その際、研修の趣旨や目的等が間違えて理解されていたり、到達目標の達成が難しいと判断される場合には指摘をする等のフォローアップを必要に応じて行う。

(2) 研修プログラム等の今後のアップデート

今後、5 疾病及び感染症についての新しい知見の公表、各種ガイドライン等の更新等があり得るため、適宜内容の見直しや更新が必要となると考えられる。次年度以降の研修プログラム等については、以下のように対応する。

<会内体制について>

- 本事業は当会においては「令和 4 年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第 2 期】」の事業のひとつとして位置付けられている。事業全体の統括は薬局機能検討委員会担当役員が行う。
- 研修教材等の提供を行う研修プラットフォームの運用については、生涯学習委員会担当役員が中心となり行う。
- 研修プログラム等の更新は、薬事関連情報評価・調査企画委員会担当役員が行う。なお、

研修プログラム等の見直し検討については、見直し方針を関係担当役員が協議、決定の上、6 団体に依頼して行うこととする。

- 令和 6 年 6 月の当会役員改選に伴い、委員会改組等があった場合には、当会理事会から各委員会への諮問事項に応じて担当及び体制を新たに決定する。

<更新頻度等について>

- 5 疾病及び感染症についての新しい知見や各種ガイドライン等の更新等について情報収集を行い、本事業で提供した研修プログラム等の更新の必要性について総合的に検討し、適宜見直しを行う。

III 専門性の高い薬剤師の養成及び薬局と医療機関等との連携体制構築(事業 2)

1. 都道府県薬剤師会によるモデル事業の実施

課題意識及び課題解決の方法について以下 (i) ~ (iii) のように設定した。事業の実施にあたっては、これらの課題解決に取り組む都道府県薬剤師会において、1 テーマにつき 5 都道府県薬剤師会を目安に選定し、地域研修並びに地域における薬局と医療機関等との連携体制の構築に向けた取組を実施する。

地域研修は、各テーマにおいて地域にて一定の役割を果たすことができる薬局薬剤師を養成するため、必要な知識及び医療機関等との連携や患者の支援のために必要な技能を習得させる研修内容により実施する。その研修成果を踏まえて、地域にて一定の役割を果たすことができる薬局薬剤師を養成・確保する。

また、地域における薬局と医療機関等との連携体制の構築については、医療機関と薬局の薬学管理情報の共有、地域の医療機関や医療提供施設などの幅広い職種と合同での研修を実施するなど、地域におけるチーム医療、連携体制の構築に資する取組を含めて実施する。また、都道府県薬剤師会が中心となって体制を構築することで、特定の薬局開設者の薬局に偏ることなくその取組を行う。

事業実施都道府県薬剤師会の選定にあたっては、事業実施計画書により、事業内容や事業の効果を評価できる指標の設定方法、事業成果の情報発信方法等を確認の上、本会にて選定する。

(i) 薬物療法を受けている小児患者に対し、高い専門性に基づく特殊な調剤や薬学的管理を実施し、入退院時及び在宅医療等において地域の医療機関等と薬学管理情報の共有を効果的に行うための取組

一般に、小児は理解力や行動が発達段階にあるため大人よりも服薬が困難であり、また味覚も敏感である等から、小児の薬物治療においては服薬しやすくするための製剤的な工夫や服薬指導上の工夫等が必要となるほか、小児の特性を踏まえた医師や他職種との情報連携も必要となる。

また、近年、医療的ケアを必要とする小児患者（以下、医療的ケア児）が増加している。医療的ケア児への調剤においては、経口や経管での服薬のためにハイリスク薬の粉碎や脱カプセルを伴う調剤を行うなどの剤形の工夫や特殊な調剤技術を要するほか、小児の家族に対するきめ細やか服薬指導や、家族が見に円滑に服薬させるための工夫など、家族をサポートする観点からの支援も必要となる。

平成 30 年に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」が成立し、同法に基づき策定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が令和 3 年 2 月 9 日に閣議決定された。本会は、厚生労働省の設置した成育医療等協議会の第 2 回関係団体ヒアリングに参加し（令和 2 年 3 月 26 日）、成育医療に関わる薬剤師の現状と課題として、小児在

宅医療と成人期移行や小児用製剤の充実、妊娠期前後における地域での妊娠期前後への関わりや健康サポート薬局の活用について意見を述べた。同協議会の策定する「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」において、妊産婦等における適切な服薬管理や女性の健康を支援できるよう薬剤師の研修を行うこと、健康サポート薬局における医薬品等に係る健康相談等を推進すること等が記載されている。同指針をもとに都道府県での計画に反映されるということから、薬剤師による女性の健康支援や妊産婦・授乳婦への安全な服薬指導等への機運が高まりを見せている。本会ではこれまで研修シラバスの改訂も行っており、各地での研修も続いている。

同方針においては、「小児医療等における専門的な薬学管理に対応するため、医療機関・薬局の医療従事者間の連携を推進すること」とされており、小児医療における薬学管理の専門性の向上、医療機関と薬局の連携体制の充実が必要である。

また、令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加する中、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要という課題解決が立法の趣旨とされており、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援すること、居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策等を進めていくこととなっている。各都道府県に整備が進められる医療的ケア児支援センターを拠点として医療的ケア児を支援する体制が進められ、薬局・薬剤師も、医療的ケア児の医療の一翼を担う者としてこうした施策と積極的に連携していくことが求められる。

このため、本事業において、多くの薬剤を必要とすることが多い患児の状況を踏まえたより丁寧な薬学的管理や、在宅での服薬アドヒアランスの確保などに関する薬剤師の専門性の向上（研修）、患児に関わる他の医療従事者や機関、また患児をサポートする行政や福祉等の関係者、医療的ケア児支援センター等と連携した対応が行える地域体制の構築（地域における連携体制構築）を行い、医療を必要とする小児患者等を支え、住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けることができる、地域の小児在宅医療の体制の整備につなげる。

(ii) 妊産婦等における適切な服薬管理や女性の健康を支援できるよう、医薬品等に係る相談体制を充実させ、医薬品等の適正使用を推進するための取組

薬物治療を必要とする女性が可能な限り不安なく妊娠・出産、授乳期等を迎えるためには、薬物治療に関する身体的・心理的な負担をできるだけ少なくするための薬学的管理や服薬指導上の工夫といった薬物療法の支援が必要である。

(i) にも記した「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」においては、「医薬品に関する相談体制の充実など、妊産婦に対する医薬品の適正使用等を推進すること」、「妊産婦等における適切な服薬管理や女性の健康を支援できるよう、薬剤師の研修を行うとともに、健康サポート薬局における医薬品等に係る健康相談等を推進すること」とされており、母体・母性としての特性に鑑みた、医薬品成分の動態や母体・児への影響等について、薬局での相談体制を充実するための薬剤師の資質向上とともに、地域住民、地域の関係者への周知や、妊産婦を支援する関係者と連携した活動も必要となる。また、妊産婦のみならず女性の健康を支援する観点からも、女性に特徴的なライフイベント等を踏まえた健康の保持増進を

支援する相談体制の充実も重要である。

厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「妊婦・授乳婦における医薬品の安全性に関する情報提供の在り方の研究」においては、情報提供の均てん化と情報の質向上の目的の研究が実施されており、研究成果を活用した情報提供の質の向上・均てん化や、研究班によって作成されたポスターや動画の活用を、本事業において進めていくことも検討したい。

また、2019年4月1日より添付文書に「9.4 生殖能を有する者」、「9.5 妊婦」、「9.6 授乳婦」の項目が新設され、2022年4月からは不妊治療が保険の適用対象となった。従来の添付文書の記載に従えば多くの薬剤は妊娠中・授乳中の女性が使用できなかったが、今後は母体の健康維持や、健康な育児の提供の有益性およびプレコンセプションケアを視野に入れ、安心して子供を産み育てられる社会へ向けた総合的な対応力も求められる。

このため、本事業において、薬物治療が必要な妊産婦等の適切な薬学的管理や、医薬品使用に係る相談体制の充実のための薬剤師の資質向上（研修）、地域の医療関係者のほか母子保健に係る専門職や機関、行政部門等との連携を深め（地域における連携体制構築）、妊産婦における医薬品の適正使用に係る取組や、医薬品を必要とする女性の相談体制の充実・強化を図っていく。

(iii) 薬物療法に関わる医療機関、薬局等の関係者による患者の服薬状況等の情報の共有・連携により、安全で有効な薬物療法を切れ目なく継続的に提供するための取組

これまでの「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業」において、毎年度、地域におけるチーム医療の充実のため、患者の服薬状況等の情報を、薬物療法に関わる医療機関、薬局等の関係者が共有・連携し、安全で有効な薬物療法を切れ目なく継続的に提供するため、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携の推進に資する研修や、地域における連携ツールの作成・活用等の連携づくりの取組を都道府県薬剤師会とともに実施してきた。

こうした取組を踏まえ、今後さらに進めていく上では、①各都道府県における研修計画のさらなる充実（好事例の活用）、②多様な研修提供方法の活用、③研修の全国的な実施体制の検討・構築、④生涯学習のさらなる推進、⑤薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築、の5点があると考えており、②③④については本年度事業の事業1も含めた薬剤師会事業全体としての取組を進めていくこととしているが、①⑤については、地域の実情に応じた、地域の体制強化につながる取組を進めていくことが必要である。

このため、本事業において、薬剤師の資質向上に努めるとともに（研修）、薬剤師が身につけた能力を地域の医療の質の向上に資するべく、他職種や他施設、様々な行政の部門（医療や介護にとどまらず、保健、福祉等も含む）との連携をより充実させ、医療提供体制、医薬品提供体制の整備（地域における連携体制構築）に係る取組を行っていくことが肝要である。

なお、地域における他職種等との連携については、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ取りまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～」においても、今後取り組むべき事項として以下のような事項が示されている。当ワーキンググループには本会からも構成員が参加し積極的に意見を述べ、とりまとめには本会の考えが反映されていると同時に、他職種や患者・国民の立場から指摘された課題も示されている。本会は、本

とりまとめに示された事項について、厚生労働省、都道府県薬剤師会・地域薬剤師会、関係団体と連携して推進していく必要があると考えおり、本事業の実施にあたっては、こうした点を十分に念頭において事業を進めていく。

モデル事業の実施にあたっては、いずれのテーマであっても以下を含む取組となることを採択条件とした。

(i) 専門性の高い薬剤師の養成（薬局薬剤師の研修）

各地域において一定の役割を果たすために必要な薬局薬剤師を養成するため、必要な知識及び技能を習得させる研修プログラムを作成・実施すること。

(ii) 地域の医療機関-薬局間における連携体制の構築

地域で必要とされる薬剤師の確保、入退院時及び在宅医療における医療機関との薬学管理情報の共有、地域の医療施設との共同研修の実施等、患者及びその家族の負担を軽減するための地域における薬局のあり方、医療機関と地域の薬局間での連携体制を検討すること。なお、このような連携体制構築に関わる薬局は、複数の薬局開設者による薬局を含むこと。

(iii) 地域研修の実施成果の把握

地域研修の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定のうえ取組の成果を把握し、地域研修実施前との比較により、患者や地域住民に対する効果が示されるようにすること。

令和4年11月1日に都道府県薬剤師会に向けた説明会を開催し趣旨を伝達するとともに事業への応募を促した。多数の都道府県薬剤師会から応募があり、本会薬局機能検討委員会にて選考の結果、以下のとおり実施都道府県薬剤師会として採択された。

①薬物療法を受けている小児患者に対し、高い専門性に基づく特殊な調剤や薬学的管理を実施し、入退院時及び在宅医療等において地域の医療機関等と薬学管理情報の共有を効果的に行うための取組

千葉、福井、大阪、広島、愛媛、福岡、熊本

②妊産婦等における適切な服薬管理や女性の健康を支援できるよう、医薬品等に係る相談体制を充実させ、医薬品等の適正使用を推進するための取組

埼玉、神奈川、新潟、富山、石川、奈良、山口、香川、佐賀

③薬物療法に関わる医療機関、薬局等の関係者による患者の服薬状況等の情報の共有（計7県）

岩手、三重、滋賀、京都、兵庫、宮崎、鹿児島

2. 取組概要

モデル事業を実施した全ての都道府県薬剤師会より報告書の提出を受け、研修の実施状況、研修による成果、地域住民や行政を含む関係職種等への周知（活動の見える化）等の具体的な取組を把握し、事業の効果について検討を行った。

事業を実施した都道府県薬剤師会においては、①研修会の開催、②研修会前後の意識の変化に関するアンケート調査（フォローアップ）、③地域住民に対する薬局業務の見える化、④成果の情報発信を行っている。以下にモデル事業の概要を記載する。各モデル事業の内容については別添資料 8 のとおり。

薬物療法を受けている小児患者に対し、高い専門性に基づく特殊な調剤や薬学的管理を実施し、入退院時及び在宅医療等において地域の医療機関等と薬学管理情報の共有を効果的に行うための取組（小児）

各モデル事業実施都道府県薬剤師会において研修会を開催し、当該地域における小児在宅医療の現状、医療資源や関係機関の役割・連携体制等を学ぶとともに、薬剤師の関わり方や活動の場についての気づきを得た（研修内容についてはIV-3も参照）。すべてのモデル事業実施都道府県薬剤師会において、研修後の受講者アンケート調査において受講者の意識の向上が見られ、トレーシングレポート提出数や小児在宅対応可能薬局の増加が確認できた。地域における連携体制の構築に関しては、行政の薬務課、医務課のみならず、いわゆる障害福祉課、健康増進課、小児在宅推進検討会、医療的ケア児支援センター、特別支援学校などとの連携構築が報告され、今後も継続的な連携が重要となる。

また、厚生労働省では令和3年度に「成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業」にて、小児の薬物療法に係る専門性の高い薬剤師の育成及び小児の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を通して医療的ケアを必要とする小児患者等を支える地域の医療提供体制の確保につなげることを目的としたモデル事業を全国10都県薬剤師会で実施した（埼玉、千葉、東京、福井、愛知、広島、愛媛、長崎、熊本、沖縄）。本会はモデル事業の実施に際しての説明会を令和4年11月1日に開催し、10都県薬剤師会の事業内容を全国に共有したほか、各都道府県や地域において当該分野に係る研修機会が充実し、小児医療分野における医療機関と薬局の連携体制や、地域の協議会等への薬剤師会の参加など、地域の体制整備が進んでいくよう支援を行った。説明会次第及び出席者を巻末資料 9、10 に、資料を巻末資料 11 に示す。

なお、北海道、愛媛県、熊本県薬剤師会については令和3年度「薬剤師生涯教育推進事業」において、地域における研修の実施状況、研修による成果や具体的な取組状況を把握し、研修プログラムの実用性を確認するためのモデル事業を実施した。同事業では、研修シラバスを反映した指導者研修が都道府県薬での研修展開に資するという事業の枠組みが有用に機能していることを確認する趣旨であり、企画立案の体制から実施内容、薬剤師の行動変容といった評価までを含むもの。これら3道県薬剤師会においてはいずれも地域における研修体制の構築、研修会開催6か月後の調査においても多くの項目で研修効果が維持されており、本研修会が薬剤

師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に効果があることが確認できている。本年度のモデル事業実施に際しても、研修前後のアンケート実施や地域での企画実践度評価等から、各県が昨年度実施した3県のモデル事業報告書を十分に参考にしていることが伺える。

妊産婦等における適切な服薬管理や女性の健康を支援できるよう、医薬品等に係る相談体制を充実させ、医薬品等の適正使用を推進するための取組（妊産婦）

各モデル事業実施都道府県薬剤師会においては、保険調剤のみならず、健康支援やそれにかかる相談対応等、薬剤委・薬局が本来持ち合わせている職能を発揮するため、HPV ワクチンの推進、女性の健康支援窓口として機能するための研修プログラムが検討・実施されていた（研修内容についてはIV-3も参照）。多くの都道府県薬剤師会において妊産婦を支援する薬剤師・薬局の認定制度が設けられ、地域バランス等も考慮しつつ、都道府県内での確実な提供体制を目的とした取組が行われた。相談対応スキルアップ研修後に相談対応実績の向上が確認された県もあった（ポスターを掲示した72薬局中26薬局において相談対応を実施した。応需率36%）。また、対応薬局のリストを地域住民・関係者への提供する際には薬務課、医務課のみならず、健康増進課、高校の養護教諭などとの連携を示す都道府県薬剤師会が多く、継続的な連携が重要となる。

薬物療法に関わる医療機関、薬局等の関係者による患者の服薬状況等の情報の共有・連携により安全で有効な薬物療法を切れ目なく継続的に提供するための取り組み（薬薬連携）

本会はこれまで、地域における医療機関と薬局の連携、薬薬連携による薬物療法の実践に主眼を置いた取組を実施してきた（I-1-(1)参照）。本年度事業はそれを踏まえた地域の取組をさらに推進するもので、モデル事業実施都道府県薬剤師会においては医療機関と連携した研修会の実施、連携ツールの作成等を進めたところが多く、研修会の内容についても、薬局グループと病院グループが双方の作成した情報提供文書についての疑問点を照会するなどの実践的なグループワークを行う都道府県薬剤師会が見受けられた。また、薬局を対象に医療機関との連携実態を確認するアンケートの実施、適切な処方介入、入退院時の連携に関する確認や促進事業が行われている。

県病院薬剤師会のみならず多くの医療機関からの協力も得られていることから、トレーニングレポートの有用事例を公表している都道府県薬剤師会が確認できたほか、心不全に関するトレーニングレポートの患者アウトカム評価について公表予定の都道府県薬剤師会も確認できた。引き続き、退院時カンファレンスの参画状況、トレーニングレポート報告状況、地域ケア会議への参画状況等についてアンケートを実施予定である旨報告があり、地域の医療資源の把握・活用が期待される。

3. これまでの研修事業を踏まえた今後の取組方策

(1) 各都道府県における研修計画のさらなる充実（好事例の横展開）

- モデル事業を実施した 23 府県薬剤師会においては評価指標が設定されており、研修の実施のみならず確実なフォローを促している。これら指標を参考にし、各都道府県薬剤師会において引き続き研修の実施を促すこととする。
- 評価指標の設定や具体的な評価については、横展開に資するため、全都道府県薬剤師会担当役員を対象としたモデル事業報告会の開催を予定している（令和 5 年度）。
- 医療提供施設である薬局やそこに従事する薬剤師は、医療・介護関係者との連携強化に取り組んできた。一方、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくために、安心して立ち寄りやすい身近な存在として地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められる健康サポート薬局の創設等もあり、薬局は従来の機能のひとつであるセルフメディケーション支援や他職種との連携についても引き続き発揮することが求められている。今般の事業実施にあたっては、自治体の薬務課や医務課のみならず、薬務課や保健所のみならず健康増進部、障害福祉課、疾病対策課、感染症対策課、医療的ケア児支援センター等と連携しており、全国でも同様に連携体制の構築が重要である。
- 各都道府県薬剤師会の研修計画が充実されるよう、今後も都道府県薬剤師会との連携・協働を図っていききたい。

(2) 薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築

- 都道府県薬剤師会・地域薬剤師会においては、研修の提供とあわせて、薬剤師が身につけた能力を地域の医療の質の向上に資するべく、他職種や他施設、様々な行政の部門（医療や介護にとどまらず、保健、福祉等も含む）との連携体制の構築など、医療提供体制、医薬品提供体制の整備に係る取組を行っていくことが肝要である。
- 本会としては、地域での研修を展開するにあたっての研修方略や到達目標とする技能レベルの共有、都道府県薬剤師会が他職種・他機関との連携構築等を進めるにあたっての方針の共有や最新の情報提供、さらに、地域の先進的な事例の共有等のため、都道府県薬剤師会の執行部との連携を密にすることが重要である。
- 本会と都道府県薬剤師会・地域薬剤師会がそれぞれの役割を果たし、研修と地域の体制整備の両方を充実することにより、薬剤師の専門性を活かしたより質の高い薬物療法が患者に提供できる。

IV 今後の取組方策について

本会は本年度、「薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業【第2期】」として、「事業1」として研修の全国的な実施体制の検討・構築による薬剤師のかかりつけ機能の強化・専門性の向上を、また「事業2」として薬剤師の資質向上と地域の医薬品提供体制の構築により地域の他職種・機関と連携した医薬品提供体制の構築を目指し、地域住民・地域社会に対する薬剤師サービスのさらなる向上を目的とした事業を実施した。

本会は、創設以来130年間会是としてきた「医薬分業」すなわち「処方箋の発行とその調剤」という概念を発展させ、薬剤師サービスの地域住民への提供体制という「地域医薬品提供体制」の構築・定着を通じて、我が国において「医薬分業を社会制度」として確立するため、令和3年に「日本薬剤師会政策提言」、令和4年に「日本薬剤師会政策提言2022」を公表しており、本事業はこの「地域医薬品提供体制」の実現に向けた一方策として実施したものである。

また本会の政策提言が目指す、薬剤師サービスと薬局機能をよりよい社会のために活用する方策の実現や、また「患者のための薬局ビジョン（平成27年10月）」や「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（令和3年6月）」、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ（令和4年7月）」等でも示された薬剤師が目指す姿に向けては、医療安全を確保する前提としての適切な対物業務を行いつつ、対人業務のさらなる充実を図ることが肝要である。そのためには、薬剤師サービスを患者・地域住民、また地域や我が国全体の社会においていかに適切なあり方で適用するかという薬剤師の専門職としての専門性や、社会ニーズ等を踏まえた社会の構成員たる医療人としての倫理観が必要であり、資質向上のための不断の研鑽と生涯学習が不可欠である。

事業を踏まえ、今後取り組むべき事項とその方策について検討した。来年度以降、着実にこれらを実行することにより、薬剤師のさらなる資質向上、対人業務の充実、地域の医薬品提供体制の強化に取り組んでいく。

1. 薬剤師の資質向上（対人業務の充実）

事業1により作成した研修プログラム及びeラーニングコンテンツの活用と、都道府県薬剤師会等による薬剤師への研修の提供（研修マニュアルの活用）により、薬剤師の薬学的管理の実践力向上を図る。

研修を通じて、日頃より業務を通じて行っている薬学的管理をあらためて体系的に捉えなおすことで、技能の定着と質の向上が図られ、患者毎に個別最適化した薬学的管理や、処方提案や情報連携等を通じた医師と協働での薬物治療の実践を進め、より進化した薬剤師サービスを提供する。

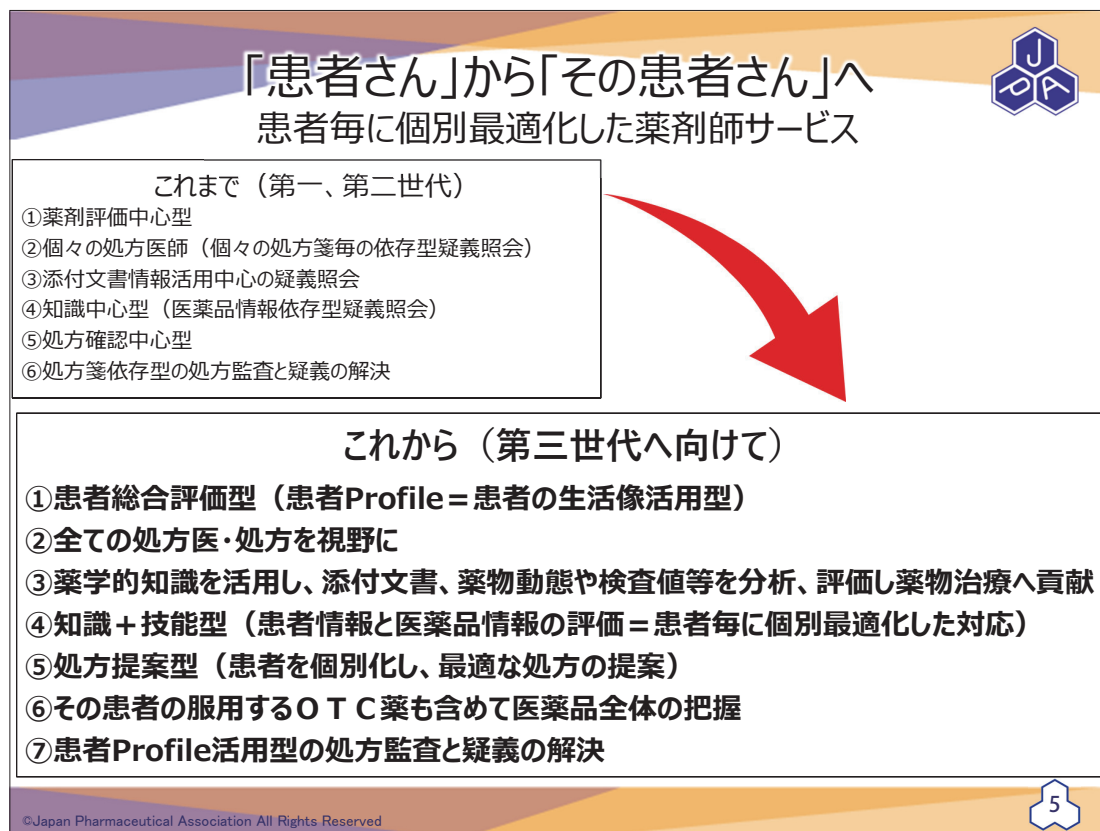


図 5：「日本薬剤師会政策提言 2022」より

2. 地域の医薬品提供体制の強化

事業2により実施した、地域課題に応じた研修並びに研修成果を活用した地域における薬局と医療機関との連携体制の構築、また地域の多様な専門職団体や行政機関との連携推進により、地域のニーズも踏まえた医薬品提供体制の構築・強化を図る。

特に、本年度の事業テーマとした小児患者の在宅医療、妊産婦等の医薬品等相談体制、また従前より継続的に取り組んでいる薬業連携の推進については、事業実施地域において取組の継続・発展を進めるとともに、他の地域においても同様の取組が進むよう、日本薬剤師会・都道府県薬剤師会が連携していくとともに、地域医療や患者・地域住民への貢献が測定できるような薬局・薬剤師業務の評価方法についても引き続き検討していく。

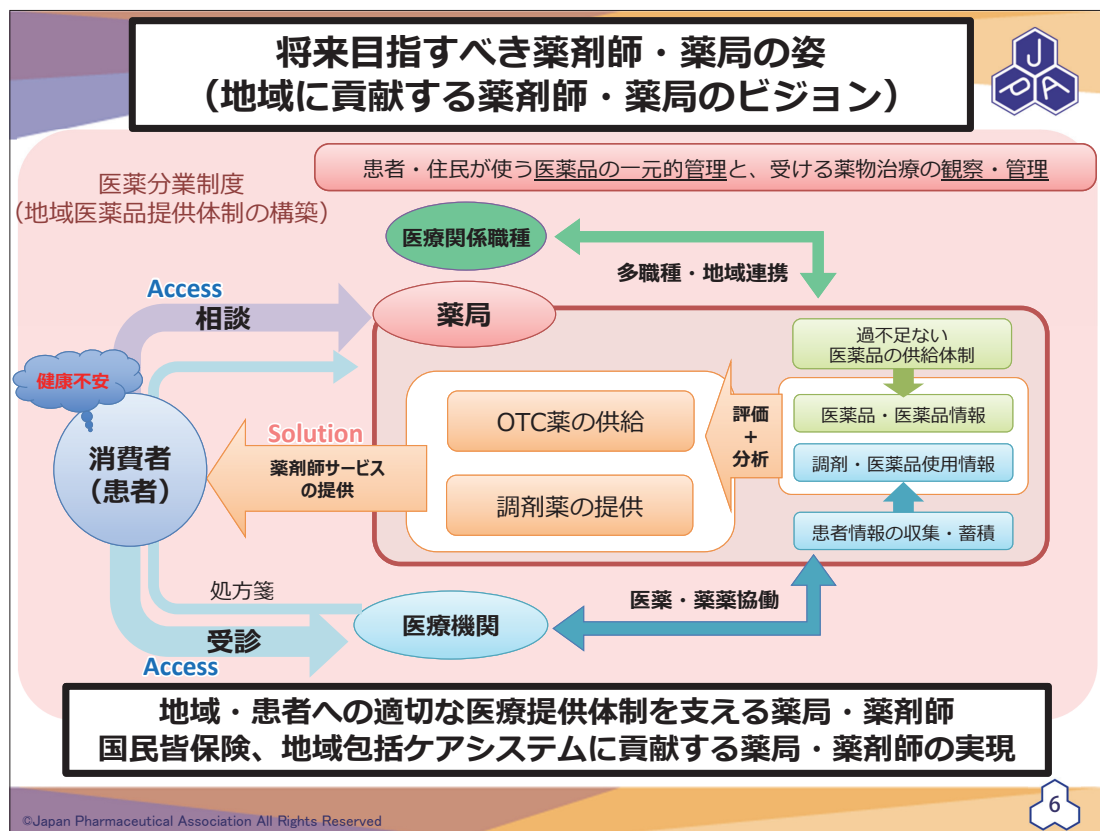


図6：「日本薬剤師会政策提言 2022」より

3. 生涯学習の更なる推進

薬剤師に対しては、こうした研修を通じた知識や技能の定着と、体系的な学習を進めていくため、日本薬剤師会の生涯学習支援システム「JPALS」の活用をより一層進めていく。

※ JPALS は、国際薬剤師・薬学連合（FIP）が提唱する「継続的な専門能力開発 Continuing Professional Development（CPD）」が実践できるよう設計されている。研修実施者が研修を企画する際に「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード（PS）」を紐づけ明示、薬剤師は学習した内容を JPALS の実践記録（ポートフォリオ）に記録し、その他の学習（自己学習など）の進捗も含め達成度を確認しながら自らに不足する研修の受講を進める、というサイクルにより、より確実に研鑽を積んでいくシステムである。

都道府県薬剤師会においては、本会が構築した研修提供基盤「日本薬剤師会研修プラットフォーム」や、これまでの本事業で作成した「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス（令和3年度改訂版）」を活用するなど、全国の薬剤師に対する研修機会の提供を進めていく。

▼都道府県薬剤師会における研修計画と研修シラバスに関する検討

事業2において都道府県薬剤師会が取り組んだ研修について、小児患者への調剤や薬学的管理、妊産婦等の医薬品等に係る相談体制に係る研修を実施した都道府県薬剤師会より、実施した研修の内容について報告を受けた。

各都道府県薬剤師会において、取り組んだテーマに関する社会的な背景、地域の実情や課題、関係する制度などについて薬剤師の理解を深めるための内容が含まれていた。また、薬物療法や患者ケアに関する研修内容については、研修シラバスの項目に照らすと、小児に関しては、「小児領域に用いられる医薬品に関する理解と対応」を中心としたものが多く、妊産婦に関しては、妊娠前／妊娠期／授乳期について、特定時期を対象としたケースもあれば、幅広く対象としたケースもあった。また、一部においてはグループワークの手法を取り入れたケースが報告されたが、多くは講義式であった。

当然ながら、研修シラバスは単回の研修で全ての内容を網羅することは前提としておらず、複数回の研修や、また多様な研修方法を含めて研修計画を立案するためのものであり、複数の都道府県薬剤師会より、各研修シラバス項目について、複数回の研修において実施する旨の計画が報告された事例もあった。

こうしたことは、研修シラバスが、研修計画の立案と事後評価、次回計画への反映など、研修事業のPDCA サイクルの実践に活用できることを示している。

4. 今後取り組むべき課題

本事業においては、薬剤師の薬学的管理の質をより向上させるため、事業1においては全国的な研修提供を前提とした研修プログラムと教材の作成、また事業2においては地域課題に応じた医薬品提供体制の基盤となる薬剤師の専門性の向上に取り組んだ。

今後は、こうした研修が都道府県薬剤師会等を通じて多くの薬剤師に提供されるとともに、患者に提供される薬剤師サービスの向上につなげていくことが重要である。

来年度以降、都道府県薬剤師会等においては、事業1で作成された教材や「研修マニュアル」、また引き続き研修シラバスを活用して研修計画を立案・実行するとともに、研修の実施方法としては、薬剤師による薬学的管理のプロセスを念頭に置いた症例検討・グループワーク等の手法を用いた研修を行うなど、より実務の向上に繋がる研修を計画・実施するよう取り組む必要がある。

おわりに

研修を通じて地域の医療・介護・保健・福祉等の関係者との協働を推進し、「患者のための薬局ビジョン」が目指す、「地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局が服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たす、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現」に向け、また、本会が目指す、薬剤師サービスの地域住民への提供体制という「地域医薬品提供体制」の構築・定着に向け、日本薬剤師会と都道府県薬剤師会が連携し、より一層の取組を進めていく。